

7 答 申 第 1 号
令和7年4月28日

福津市監査委員 木村 道也 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中村 英樹

福津市情報公開条例第16条の2第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和7年3月5日付6福監第160号による下記の諮問について、別添のと
おり答申します。

記

「令和5年4月頃私が監査委員会に提出した要望書並びに添付した書類一式
（農林水産課が令和3年に実施した農振法に基づく基礎調査が不適切な方法で
実施されたので検証されることを求めた図書）」及び「その要望書に対応された
内容が解る図書すべて」の部分開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

福津市監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和7年1月29日付6福監第139号で行った情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対する部分公開決定については、これを一旦取り消し、再度、請求対象情報を特定した上で、改めて公開可否を決定すべきである。

2 審査請求及び当審査会開催までの経緯

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、1.令和5年4月頃私が監査委員会に提出した要望書並びに添付した書類一式（農林水産課が令和3年に実施した農振法に基づく基礎調査が不適切な方法で実施されたので検証されることを求めた図書）、2.その要望書に対応された内容が解る図書すべてについて、令和7年1月15日付けで情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、1.について、要望書の書類中、要望者の住所、氏名、携帯番号、印影を福津市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項の個人情報に該当する情報として公開しない部分を除き、2.については文書不存在として部分公開決定を行い、その旨を審査請求人に部分公開決定通知書（令和7年1月29日付6福監第139号）により通知した。
- (3) 審査請求人は、2.について文書不存在決定の処分の取消しを求めるとして、令和7年2月26日付審査請求書及び添付書類（以下「審査請求書」という。）を情報コーナーに提出した。情報コーナーは、記載事項について不備がないことを確認した上、審査請求書を受付し、実施機関に送付し、実施機関は同日付けで審査請求書を受理した。
- (4) 実施機関は、福津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に福津市情報公開審査諮問書（令和7年3月5日付6福監第160号）により諮問した。

その諮問書には、情報公開請求書の写し、部分公開決定通知書の写し、審査請求書の写し及び弁明書を添付した。
- (5) 審査会は審査請求人に対し、行政不服審査法（以下「法」という。）第29条第5項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書を送付するとともに、同法第30条第1項の規定により、弁明に対し反論がある場合には反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠

物を、令和7年3月25日までに提出するよう通知した。

- (6) 審査請求人は、令和7年3月19日、審査会に弁明書に対する反論書を提出した。なお、令和7年3月25日までに口頭意見陳述申立書の提出はなかった。

3 審査請求の趣旨

文書不存在決定の処分の取消しを求める。(なお、1.の要望書の部分公開決定に関しての争いはない。)

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

この要望書は公開決定されたもので、公文書として取扱われているはずである。

この要望書に対応された内容がわかる図書すべての公開請求をしており、例えば最低でも文書受付記録並びにこの要望書に対する処分を決定された何らかの記録があるはずである。

これまで、2年近くの間放置されていたのであれば職務怠慢、不作為ではないのか。他の部署の事務監査をされる監査委員の事務処理の仕方として不適切ではないのか。

(2) 反論書における主張

(ア) 弁明書における1.に関しての記載で「回答」とあるが、審査請求人が請求したのは図書である。

(イ) 実施機関は、本件要望書は、提出当時の提出者の言動をも併せ考えると、住民監査請求その他の法令上の根拠を持つ監査の請求ではないと弁明されているが、提出者の言動の内容はどのようなものだとやっているのか。

提出者は行政が319万円の税金を使って農振法に基づく基礎調査の業務委託を発注したが、その際に福津市としては農振計画の見直しは行わない方針なので、恣意的に見直しの必要性が求められない内容となるような、基礎調査を策定することを求めている。このような恣意的操作をもって策定される行為が、不適切でありどのようなことが行われたのかを、監査委員が検証されることを要望した公益通報である。

(ウ) 実施機関は、本件部分公開決定は正当であって、審査請求には理由

がないと弁明されているが、この要望書は情報公開請求で公開された図書である。どのような論理をもって正当性を言われようが、市が保有する情報（行政文書）であることに間違いはないはずである。市が保有する情報はすべて適切に保存管理されていなければならない。

受付簿などに記載せず、無いから不存在と言わざるを得ないのかもしれないが、そんな乱暴な理屈は成り立たない。いつ、どこで収集され、どこでどのように保管されてきたのかわからない状態である情報を、市が保有する情報（行政文書）として、情報公開請求で開示されたのか。そうであれば、そのほうが問題ではないのか。

5 実施機関（処分庁）の主張

実施機関の主張は概ね以下のとおりである。

- (1) 本件要望書は、提出当時の提出者の言動をも併せ考えると住民監査請求その他の法令上の根拠を持つ監査の求めではないと解される。

法令上、監査委員には、このような要望書に対して処分をする権限は付与されておらず、諸否の応答をすべきとする定めも存在しない。このため、監査委員は、本件要望書を情報提供として取り扱って、諾否の応答をせず、これに対応するものとしては、監査を実施していないことから、この内容を記載した文書は作成しておらず、存在しない。

- (2) 陳情・要望受付簿等（文書受付記録）については、本件要望書の提出を受けた当時、監査委員及び監査事務局では、法令上の監査の求めに該当しない陳情ないし情報提供について、陳情・要望受付簿への記録などの收受記録を組織的に管理する運用を実施していなかった。このため、要望書の收受にかかる記録が記載された文書は作成しておらず、存在しない。

なお、念のため福津市監査委員処務規程には、法令上の監査の求めに該当しない陳情ないし情報提供にかかる文書の收受記録を組織的に管理する旨の定めは存在せず、同規程第10条第2項によっても、秘密を保持すべき義務を負う監査委員の職務の性質上、市長の事務部局における福津市文書管理規程第16条は準用されないため、かかる運用も法令及び規程に反するとはいえない。

ただし、本件の指摘をうけて、監査委員及び監査事務局では、現在、独自に陳情・要望受付簿を整備し、記録を行う運用に改めた。

以上のとおり、要望書に対応された内容がわかる文書（図書）は作成しておらず、不存在である。したがって、本件部分公開決定は正当であ

って、審査請求には理由がない。

6 審査経過

令和7年4月11日 第1回審査会

7 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点について

審査請求人の主張によると、本件審査請求は、本件要望書に対応された内容がわかる図書について、実施機関が不存在としたことを争うものである。

また、審査請求人は、本件要望書について、部分公開として決定したことに争いはないとしていることから、当審査会においては、「要望書に対応された内容がわかる図書」が存在するか否かを争点として検討する。

(2) 本件要望書の管理方法について

実施機関に対し、本件要望書を管理しているファイルを提出させ、審査会において、当該ファイルの中身を確認したところ、本件要望書に関しての対応を記した文書等は綴じられていないことが認められた。

(3) 実施機関の意思決定過程について

実施機関における意思決定の過程について確認したところ、監査委員は市役所に常駐しておらず、監査等のため、月に1回程度、会合するとのことであった。そのため、実施機関の事務を行う監査事務局は、監査委員に相談等がある場合には、監査等で会合したときや、場合によってはインターネットメールを利用して行うとのことであった。

(4) 本件請求対象情報の特定の妥当性について

当審査会が審査会事務局職員をして実施機関の執務室を調査したところ、実施機関の作成した議事録の中に、本件要望書に関して触れた可能性がある記載が少なくとも1か所認められた。

以上のことから、当該議事録以外にも本件要望書に関して対応したことを示す文書等が存在する可能性を否定できず、実施機関が本件情報公開請求に関して特定した情報の範囲が狭いものと言わざるを得ない。

よって、実施機関は、再度、請求対象情報を特定した上で、改めて公開可否を決定すべきである。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中 村 英 樹

委 員 相 澤 直 子

委 員 上 田 竹 志

委 員 後 藤 健 太 郎